

## 第30号議案

### 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「農村工業等法」という。）」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

#### 第2条及び第3条 削除

第4条中「青色申告書」の次に「（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第40号又は所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書をいう。次条及び第7条第1項において同じ。）」を、「提出する法人若しくは個人又は連結親法人」の次に「（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この条、次条及び第7条第1項において同じ。）」を、「連結完全支配関係」の次に「（同法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。第7条第1項において同じ。）」を、「ある連結子法人」の次に「（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この条及び第7条第1項において同じ。）」を、「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第2条に規定する地区内において、同条に規定する青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結

完全支配関係にある連結子法人が、同条に規定する製造の事業等の用に供するため、平成21年12月31日までの間に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。